平成２２年（フ）第５号
静岡県御前崎市佐倉601番地の７
債務者　若林　一志
１　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２２年（フ）第１５４号
函館市山の手１丁目７番18号
債務者　井上　千瑞
１　決定年月日時　平成22年４月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１５９号
北海道北斗市追分３丁目１番62号
債務者　神田シゲ子
１　決定年月日時　平成22年４月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１６９号
函館市榎本町13番12号
債務者　三上　　亮
１　決定年月日時　平成22年４月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１７１号
函館市千代台町16番12号
債務者　津野　剛郎
１　決定年月日時　平成22年４月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１７６号
函館市住吉町８番３号
債務者　岡部　キサ
１　決定年月日時　平成22年４月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４９号
岐阜県海津市海津町高須町407番地１
債務者　岡部まり子
１　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第５３号
岐阜県海津市平田町今尾1448番地　リバーサイドＫＯＩＤＥ－Ａ棟201号
債務者　渡邊　忠治
１　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第６０号
岐阜県不破郡垂井町1852番地の４
債務者　大橋伸一郎
１　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第６７号
広島県福山市新市町大字戸手2400番地２　チェリーブラッサムズ204、旧住所広島県福山市駅家町大字近田63番地３
債務者　飯山　真一
１　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１９１号
静岡県浜松市南区白羽町2700番地の８　中田島団地Ｃ27―101
債務者　豊田　郁夫
１　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月18日午前11時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１９２号
静岡県浜松市南区白羽町2700番地の８　中田島団地Ｃ27―101
債務者　トヨダ　マリル　ラクサマナ
１　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月18日午前11時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第８９号
静岡県富士市三ツ沢623番地の36
債務者　石川　　誠
１　決定年月日時　平成22年４月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月９日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第３９号
秋田県横手市十文字町字西上98番地
債務者　大庭　淑知
１　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月15日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第１３号
静岡県富士市今泉3511番地の28、前住所静岡県富士市国久保３丁目６番45号　高田コーポ２―Ｃ号
債務者　井出　竜彦
１　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月10日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第３９号
静岡県富士宮市宮町８番12号、住民票上の住所静岡県富士宮市上条920番地の４
債務者　笠井　尚也
１　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月10日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第７７号
静岡県富士市五貫島704番地の１　県営住宅Ｈ―307号、前住所静岡県富士市今泉3698番地の４
債務者　宮﨑　葉子
１　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月10日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部